

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように公布する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

久米南町長 片山 篤

久米南町条例第 1 8 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(久米南町監査委員条例の一部改正)

第 1 条 久米南町監査委員条例(昭和 62 年久米南町条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」に改め、「規定による監査の請求又は」の次に「法」を加える。

(久米南町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 久米南町簡易水道事業の設置等に関する条例(令和 5 年久米南町条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

(久米南町公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 久米南町公共下水道事業の設置等に関する条例(令和 5 年久米南町条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。